

# 議会運営委員会

平成24年2月23日午後1時30分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫                      ○木澤 正男                      中川 靖広  
小野 隆雄                      飯高 昭二                      辻 善次  
嶋田 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏                      同 係 長 安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長

皆さん、こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたしたいと思います。それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に小野委員、飯高委員を指名いたします。

両委員にはよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりです。

レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 協議事項（1）平成24年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、前回の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、3月1日（木）から3月23日（金）までの会期23日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成24年第1回斑鳩町議会定例会は、3月1日（木）から3月23日（金）までの会期23日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、3月議会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

西本総務部長。

総務部長

それでは、3月議会の付議予定議案につきまして、ご説明を申し上げます。

予定しております提出議案数は、議決案件が21件、諮問案件が2件、

認定案件が1件、報告案件が3件で合計27件でございます。

まず、議決案件でございます。ひとつ目、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例につきましては、住民と行政の協働によるまちづくりを推進し、その後審議をいただくために、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置するものであります。

2つ目に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。これにつきましても、地域主権一括法によりますその法改正に伴いまして、町の条例等の整備を行いますことから、条例改正が必要なものを取りまとめ、一括して各条例の改正を行うものでございます。

次に3つ目、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これは斑鳩町協働のまちづくり推進委員会及び斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置することに伴いまして、委員報酬等を定めるための改正でございます。

4つ目には、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。町長、副町長の給料及び部課長職以上の給与の減額措置を行っておりますけれども、その均衡を考慮し、教育長についても当分の間、給料月額100分の3に相当する額を減ずるものでございます。

5つ目、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。国の地方税法等に係ります臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に施行されましたことから、所要の改正を行うもので、改正内容としましては、法人実効税率の引下げ、それから市町村たばこ税の引き上げ、そして退職所得に係ります個人町民税の10%税額控除の廃止、あと個人町民税に係る均等割税率の引き上げでございます。

次に6つ目、斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてでございます。町立青少年野外活動センターについては、昭和60年に開設し、今日まで数回にわたり土砂崩落災害等が発生していることから、今後の施設利用者の安全面を考慮するなかで、施設の廃止を行おうとするものでございます。

次に7番目、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、平成22年度の税制改正に伴いまして廃止をされました年少扶養控除、それから特定扶養控除の上乗せ部分について、これらの控除があったものとして保育所の保育料を算定することとする所要の改正でございます。

次に8つ目、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、これは平成24年度から平成26年度までの介護保険料を定めるため、保険料の所要の改正を行うものでございます。

9つ目、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、きのう県のほうからこの改正する旨の通知がございまして、2月21日の総務常任委員会では、付議予定議案としてご報告をさしていただいておりますでしたが、平成24年4月1日施行の改正でございますことから、この消防団員等公務災害補償条例の一部改正を入れさせていただきました。内容につきましては、障害者自立支援法の一部改正にともない、条例の中で障害者自立支援法を引用している条項について引用条文の改正を行うものでございます。

次に10番目以降、補正予算関係でございます。

まず、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億640万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,213万1千円とするものでございます。歳入の主な内容としまして、町税では個人所得が当初見込みを下回ることから個人町民税の減額、また、たばこ税では、販売本数が当初見込みを上回るための増額、また、高安地区での農道整備工事や三井地区での水路整備工事などの土地改良事業分担金の増額、また、JR法隆寺駅周辺整備における社会資本整備総合交付金の減額、また、斑鳩西小学校及び斑鳩東小学校の耐震補強工事について、国の第3次補正の活用を図り、前倒しして実施することから、学校施設環境改善交付金の増額、また、先に分担金のところで申しあげました土地改良事業の関係で国の第4次補正の活用を図ることから、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金の増額、そのほか、県補助金、寄附金等の受入の補正、また町債では、土地

改良事業債や学校教育施設等整備事業債の増額補正と J R 法隆寺駅周辺整備事業債での減額補正をあわせてお願いするものでございます。

次に、歳出のほうでございますけれども、まず、職員の退職に伴います職員退職手当組合への特別負担金の増額、それから、子ども医療費助成などの各助成金が当初見込みを上回りますための増額、また、介護保険事業の介護給付費が当初見込みを上回るための増額、それから、土地改良事業費で、歳入予算で申しあげました農道整備工事や水路整備工事、また、服部地区での機械揚水整備工事の増額補正、J R 法隆寺駅周辺整備事業費で年度内での執行の見通しが見つからないことからの減額補正。あと、小学校関係の耐震補強工事の増額補正。また、公債費で、本年度の定時償還に係ります利子が確定したことによる減額。またあと、予算補正に要する財源といたしまして、予備費の充当等をお願いするものでございます。

なお、この補正予算では、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費として、火葬場周辺対策事業ほか5事業の予算措置のお願いと、あと、地方債の限度額の変更の補正をお願いしているところでございます。

続きまして、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万9千円を追加し、それぞれ歳入歳出34億7,276万9千円とする補正でございます。

内容としましては、歳入のほうでは、国庫補助金、県支出金とも、医療給付費に係ります保険基盤安定繰入金の確定に伴います補正、また、繰入金では、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金の確定による増額補正、あと、今回の補正予算に係ります歳入欠かん補填収入での減額補正をお願いするものであります。

また、歳出予算のほうでは、国保総合システムの稼働時期の延長による国保連合会分担金の追加費用の増額補正をお願いいたしております。

次に、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,079万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ17億3,850万8千

円とするものであります。

その内容としまして、歳入のほうでは、国庫支出金の補正で、介護給付費が当初見込みを上回ることや、それから、介護保険制度の改正に伴うシステム改修経費の増額補正。また、支払基金交付金や県支出金、繰入金においても、介護給付費の増に伴う増額補正をそれぞれお願いするものであります。一方、歳出のほうでは、介護給付費の増による介護給付費の増やシステム改修経費の増額補正と、基金積立金への積立額の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,023万7千円とするものであります。

まず、歳入予算の補正でございますが、後期高齢者医療保険料で、保険料収入の増加が見込まれますための増額補正と、また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による繰入金の増額補正をお願いするものであります。また、歳出予算のほうでは、歳入で受け入れました保険料収入及び保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合へ納付するための増額補正をお願いするものでございます。

次に、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。平成22年度に起債借入れいたしました借換債の利率確定に伴う企業債の償還金の増により、企業債償還金で増額補正をお願いするものであります。

次に、平成24年度予算としまして、平成24年度斑鳩町一般会計予算について、あと、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、以下6特別会計の上程をさしていただく予定でございます。

次に、諮問案件でございます。諮問案件の2件でございますけれども、それぞれ人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、その1、その2でございます。現委員の中塩利明氏と山本恵一氏の任期が、平成24年6月30日で満了となることから、後任の委員の候補者の推薦について議会にご意見を求めるものでございます。中塩利明氏については、引き続き推薦することについて、また山本恵一氏の後任として新

たに池元秀次氏を推薦することについて、議会のご意見を求めるものでございます。

次に、認定案件1件でございます。町道認定についてでございます。

開発道路の帰属による2路線と寄付による1路線の合計3路線の認定をお願いするものでございます。

最後に報告案件は、監査結果報告を含めまして3件でございます。

監査結果報告について、それから、平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、そして、平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてでございます。

以上、平成24年第1回定例会に提出を予定しております議案等の内容でございます。よろしくお取り計らい方、お願いを申し上げます。

委員長 　ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、質疑、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思います。

（ な し ）

委員長 　質疑、ご意見等ないようですので、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思いますが、日程順に確認をしていきたいと思っております。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、日程 7、報告第 1 号、監査結果報告についてですが、辰巳代表監査委員に出席を願ひまして、定期監査の結果報告と財政援助団体の監査結果報告をしていただくことにいたしたいと思ひます。なお、辰巳代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたします。

次に、町長から平成 24 年度の施政方針の説明を受けることといたします。ここまでで、概ね 12 時前後になろうかと思ひますので、会議進行の状況をみながら、休憩をとっていただき、その後、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思ひます。この休憩につきましては、会議の進行状況いかによつて前後すると思ひますが、議長のほうでご配慮をお願いしたいと思ひます。

次に、付託議案の取扱いですが、提出予定議案については、先ほど総務部長から説明のあつた消防団員等公務災害補償条例の改正を除き、既にこの 2 月の各委員会であらかじめ説明がされておりますが、付託先などについて確認をしていきたいと思ひます。

まず、日程 8、議案第 1 号、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例については、総務常任委員会に付託。次に、日程 9、議案第 2 号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてですが、この条例につきましては、総務、厚生、建水の各常任委員会にまたがる内容となっております。この地方分権・地域主権に関しては総務課が取りまとめを行つており、総務常任委員会の所管になつてこようかと思ひますので、総務常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、他にご意見がございましたら、お受けしたいと思ひます。

( 異議なし )

委員長

ご異議がないようですので、議案第 2 号については、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程 10、議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 11、議案第 4 号、教育長の給与、勤務時間その他の



勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程12、議案第5号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。次に、日程13、議案第6号、斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についても、総務常任委員会に付託。日程14、議案第7号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程15、議案第8号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についても厚生常任委員会に付託。日程16、議案第9号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程17、議案第10号、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程18、議案第11号、日程19、議案第12号、日程20、議案第13号、日程21、議案第14号までの5議案については、補正予算ですので、予算決算常任委員会に付託。また、日程22、議案第15号、平成24年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程23、議案第16号、日程24、議案第17号、日程25、議案第18号、日程26、議案第19号、日程27、議案第20号、日程28、議案第21号の以上7議案についても予算決算常任委員会に付託することといたします。

次に、日程29、諮問第1号と日程30、諮問第2号につきましては、人権擁護委員の推薦について意見を求めるもので、人事案件の例により、一括議題とし、委員会付託を省略し、本会議初日にお諮りしたいと思っております。

次に、日程31、認定第1号、町道認定については、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程32、報告第2号、平成24年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、また、日程33、報告第3号、平成24年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告については、報告案件ですので、初日の本会議で報告いただくことといたします。

3月定例会に付議されます議案については以上ですが、ただ今、確認いたしましたとおりに付議議案の取扱いをしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

総務部長のほうから、何か他に報告等しておくことがございますでしょうか。 西本総務部長。

総務部長

特にございません。

委員長

それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

( 午後 1 時 5 0 分 休憩 )

( 午後 1 時 5 0 分 再開 )

委員長

再開いたします。

続きまして、(2) 陳情書等の取扱いについてを議題といたします。これまでに3件の陳情書などをお受けしております。この取扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 議会事務局長。

事務局長

それでは、お手元に配布いたしております3件の陳情書等について、提出を受けました経緯等について簡単にご報告をさせていただきます。

まず、1つ目の公的年金の削減に反対する意見書決議のお願いについてでございます。提出者であります全日本年金者組合奈良県本部の委員長の藤垣さんが、去る1月26日に事務局にお越しになられまして、提出を受けたものでございます。

次に、障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書についてですが、去る2月8日に奈良県障害者福祉連合協議会より郵送にて送られてきたものでございます。

次に、陳情書「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の制定を求める意見書採択のお願いについてですが、去る2月10日にNPO法人 奈良県精神障害者家族会連合会より郵送にて送られてきたものでございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、局長から説明がありましたが、これら陳情書等について、どのように取扱いをするか、提出を受けました順にひとつずつ委員みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。

まず、はじめに、公的年金の削減に反対する意見書決議のお願いについてですが、委員皆さんのご意見をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員 　この公的年金の削減、だれしもがそういう願いであるとは思うんですけど、しかしながら現在、国のほうにおきましては、社会保障と税の一体化について集中審議がされております。また、政府においては、その税というんですか、消費税の財源について、政府内でもいろいろと割れているようでございます。一方では、この年金に対しましては、この財源については、明確な回答もないような状態で、今後、年金案がだされているんですけども、それも見てみますとやはり問題が多く、実質性が欠けているとの声もあります。そういったことから、年金の全体像が見えてこないという状況のなかにあって、斑鳩町議会としてこれを審議していく、ここにはまだその点が見えない、まずやっぱり国会でいろいろ議論しながら見ていくという形において、やはり今回の意見書につきましましては、配布にとどめたらどうかと思います。

委員長 　今、配布にとどめてはという意見ですけれど、ほかにご意見ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、飯高委員からそういうご意見があったんですけれども、はっきりと民主党政府はですね、こういう方針を打ち出しているなかで、国が議論する段階において、地方から意見をあげていくということが大切なというふうに思いますんで、私としては、ぜひとも委員会に付託をして審議をしていただくのがいいのかなと思っています。

委員長 ほかがございますか。 小野委員。

小野委員 副委員長からそういう意見も出てますねけど、私は飯高委員がおっしゃる、そのとおりだと、今の現状ではね、今3月議会でいろいろご審議願いたいというような文面になってますねけど、なかなか議論しても噛み合わないんじゃないかなというようなことでね、むしろ、そういうことを繰り返してるほうが効果がないのかなと、配布しておいて、これは必要やという議員さんのなかでね、議員発議でもされたほうがしっかりというか、論点というのが浮き彫りになってくるんじゃないかなと思いますので、私は、飯高委員の意見に賛成ですので、よろしく願います。

委員長 ほかに。 辻委員。

辻委員 なかなか今、国会でも議論されている最中で、なかなか先が見えないということのなかで、我々どういうふうにしていくのか、なかなか難しい問題もあると思います。これも課題みたいな感じになりますけども、小野委員、飯高委員言われるように配布にとどめてもろうて、今後みんな勉強していこうということだと思いますけれども、よろしく願います。

委員長 よろしいですか。

今、3名の方が配布ということで意見がでておりますんで、ただいま議題となっております要請書につきましては、各議員に配布するという

ことで確認をしておきたいと思います。

次に、障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書について、皆様のご意見をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員 確かに、障害者、これからやっぱり福祉という点において、充実していくというのがまたありますし、またいろいろと国の情勢、環境もちごてきています。これらを踏まえて考えますと、今後の福祉のあり方という点において、この陳情書で提起されております障害者総合福祉法、これまあ委員会において、今後の福祉のあり方、障害者のあり方等について議論を深められるのがいいかなと思います。よって、委員会に付託される方向でお願いしたいと思います。

委員長 委員会に付託という意見でございますけれども、ほかの委員さん、ご意見どうですやろ。 辻委員。

辻委員 これ、障害者福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言と書いてますけど、こんななんか資料あんの。そのへん、この内容がちょっと、文書見ててもあんまり出てけえへんと思うさかいに。委員会付託は委員会付託でけっこうですけど。このへんもちょっと資料見ながら。こういうような関係資料あったら、ちょっとそれもしてもろうたらようわかんのかなというような、この内容がちょっとわからんような気もしますので、その辺も含めて。委員会付託で委員会でもたそういうことでしてもらいますけども、事前に準備できんねやったらすいませんねけども。

委員長 今2名の方、委員会付託ということでございますけれども、ほかにご意見は。 小野委員。

小野委員 まだちょっと、しっかり読んでいないのでわからないねけどね。この裏面にある意見書というのはね、12月22日ということで、これは埼玉県議会が出したのをひな型としてつけてもろうたんか、どういう意味

でしてくれてるのかな。

事務局長 これにつきましては、陳情者のほうから提出を受けましたなかで付けられておる資料でございます。

小野委員 これがね、実際、埼玉県議会がこのようにして意見書出したんだったらちょっとおかしいなと思うんですよ。議長誰々から出すんじゃないよね、最終的にね。そこらがまあ、まあまあ出すとしたらこんな形やないやろしと思うのですが。まあ、厚生委員会にはいろいろご苦勞をかけますけれど、いろいろ議論してください。それによって、私らもどうするかまた判断しますので。付託という形でお願いします。

委員長 この件については、付託ということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております陳情書については、厚生常任委員会に付託するという確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

次に、陳情書「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書採択のお願いについて、皆様のご意見をお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 これはすごく大事な点かなと思います。特に、こころの健康というのは、大事になってくる問題もありますし、と同時に、ここに書かれてある精神医療ですか、いろんな面においても、今、「うつ」とかいう病気などがいろいろとあるんですけれども、こういうことをとらえますと、今後やはりこういったこころの健康を守る推進、斑鳩町においてもこういう論点で議論していくのが必要かなと思います。それで、委員会に付託していつてはどうかと考えております。

委員長 今、委員会に付託してはどうかという意見でございますけどもどうでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております陳情書については、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

陳情書等の取り扱いについては、以上で終わらせていただきます。

次に、(3)長期欠席議員に係る報酬減額等を定めた条例についてを議題といたします。

12月の委員会で、副委員長から提案のありました、長期欠席議員の報酬の取り扱いについては、他市町村の条例について議運で調査研究をしていくということで終わっております。

つきましては、事務局のほうで、他市町村の議員報酬の減額などを定めている条例について調べてもらいましたので、その調査結果について、事務局長から報告、説明を願います。 藤原議会事務局長。

事務局長 それでは、長期欠席議員に係る報酬の減額等を定めておられます他市町村の条例について調べましたので、ご説明、ご報告をさせていただきます。

お手元の資料「長期欠席等議員の報酬等の減額について」と書かれた資料をご覧いただきたいと思います。

まずはじめに、議員報酬の減額をすることは可能なのか、また、そういう条例を定めることができるのかという疑問があるかと思いますが、まず、これについて説明をさせていただいてから、他市町村の条例について説明をさせていただきたいと思います。

議員報酬の減額につきましては、条例で定めることに関しましては、地方自治法で議員報酬についての規定が設けられております。第203

条第1項で、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定されております。つまり、一定の役務の対価として与えられる反対給付が議員報酬ということになります。そして、第4項では、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されております。

そうしますと、欠席議員に対する報酬の減額をしていいのかどうか、そういう条例を定めてもいいのかどうかということになってまいりますけれども、それが次の行政実例ででておりまして、「地方公共団体の議会の議員の報酬条例において期間を定め、その期間議会（委員会を含む）に出席しない場合には、当該期間分の報酬を支給しない旨の規定を設けることができるか。」という仙台市議会の問い合わせに対しまして、国の回答は「お見込みのとおり。」ということで、議員報酬の減額を条例で定めることができるということでございます。

このことは、次の解説にありますように、「議員の報酬の支給方法については、条例に規定すべきところであり」と、これは先ほどの地方自治法第203条第4項の規定でございます。そして、報酬とは、先ほど申しあげましたように、一定の役務に対する対価として与えられる反対給付でありますから、原則的に、議員が職務を執行しない場合には支給すべき性質のものではないということで、そういう理由から、議員報酬を減額することについて、条例で定めることが可能となっております。

それでは、他市町村の条例について説明させていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

調査するにあたりまして、全国町村議会議長会に問い合わせをいたしましたところ、そういう調査は行っておらず、どこがそういう条例を制定しているかという資料を持ち合わせていないという回答でございましたので、事務局のほうでインターネットで検索しまして、ほぼ20団体ほど調べましたところ、だいたいの傾向がわかりましたので、この20団体の条例について詳しく調べさせていただきました。調べましたのは、枠内に書かれている20団体でございます。

この20団体の条例を大雑把な傾向別に分類し、分析していきますと、



まず、条例の制定方法において、2つのケースに大別されます。

ひとつは、議員報酬条例に織り込まれているところが12団体、議員報酬条例とは別に特例として別立てで条例を定めておられるところが8団体ございました。通常、条例で定めていく場合については、その条例に織り込んでいくのが通例でございますけれども、特例の条例を定める場合というのは、その特例が一過性のもので後々なくなるような場合、あるいはまた、条例の趣旨と大きく異なるような特別なケースを定める場合があるかというふうに思います。ここの特例を定められたところは、お聞きをしたわけではございませんが、従来の条例を改正するよりも特例の条例を別に定めるほうが条例をつくりやすい、そういう利点もございます。また、条例改正よりも特例条例で別に定めるほうが住民さんにとってもわかりやすいこと、そういったことから特例条例を定めておられるのではないかというふうに推測をされます。

次に2番目ですが、長期欠席等の理由といたしまして、下の①から③の3つに大別をされます。1つ目は、自己都合、疾病等その他の理由によるもの、2つ目は、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕又は拘留その他その身体を拘束される処分を受けたとき、3つ目は、公務災害、災害その他個人の責めによらない事故等の公務上の災害に準ずるもの、この3つに分類をされます。ただし、それぞれの条例条文のうえでは、①だけが記述をされておりまして、その他には②や③が含まれるものもございます。また、③の公務災害につきましては、①の場合の減額の適用を受けない例外規定としてあげられているものでございます。調査をいたしました20団体のうち、理由に関わらず規定をしているものが千歳市など7団体、①の疾病、その他として規定しているものが7団体、②の刑事事件により逮捕・拘束についてのみ規定しているものが2団体、①と②の両方について規定しているものが4団体ございました。そして、団体名にアンダーラインが引かれている団体は、公務災害等の場合の適用除外を規定しているところでございます。そして、注の②でございませけれども、小郡市、筑紫野市の2団体については、医師の診断書があるかないかで減額の区分をしているところもございます。やはり、条例をつくられたところは、実際に、病気等や刑事事件に関して逮捕拘束さ

れた場合、また、理由も無く会議に出てこられない、そういう長期欠席議員がおられまして問題になり、それに対処するため大急ぎで検討され、条例化をされるケースが多いことから、その団体のケースに応じた条例を設けられたのではないかというふうに考えられます。

今後もし、このような条例を設けるならば、個々の具体的な事例に対応できるように、きちっとした分類をしておくことが望ましいのではないかというふうには思っております。

次に、3番目ですが、議員活動を休止している期間、あるいは会議を欠席している期間の見方について、説明をさせていただきます。

議員報酬の対象となります議会議員の活動というのは、会議への出席だけにとどまらず、日常における議員活動も含まれるというふうに考えられております。そういったことから、日常の議員活動を含めての議員活動の休止期間をみようという考え方もございます。それが表の一番下段の会議の定めがないものということでここでは分類をしております。白老町、厚岸町、岩沼市では、注①ですが、議員活動ができない期間を議員からの届出により認定をされております。また、倉吉市、注②なんですけれども、議員活動ができない期間を議長が認定をされているところもございます。また、厚真町、鷹栖町では、注③のように議員活動ができない期間の認定方法の定めがされていないところもございます。また、刑事事件により逮捕・拘留についてのみの条例を定めておられる魚沼市、枚方市では、その刑事事件により逮捕・拘留された期間をもって休止期間としておられます。このように議員活動の休止期間の認定にあたっては、以上のようないろいろな認定方法がもうけられておまして、実際に即して考えてみた場合、例えば、交通事故や急病で緊急入院したような場合ですと、明確にいつからということがわかるわけなんですけれども、例えば、うつ病により議員活動ができなくなったような場合を考えますといつごろからということはいえましても、何月何日から議員活動ができないと、そういう具体的な日にちというのはいえないということもございます。このように明確に議員活動の休止期間を決めることが非常に難しいことから、明確にわかります会議の欠席の期間をもって判断をしていこうという団体もございます。それが、この表の上の3段に

なるわけですが、その会議と、欠席する会議といいましても、定例会の欠席のみをもって決めるケース、定例会・臨時会及び委員会の欠席の場合、そして、定例会・臨時会、委員会、協議又は調整を行うための場、斑鳩町で言いますと、全員協議会と各委員会の打合せ会議まで欠席をする場合ということに分けられます。

次に、4番目の減額あるいは支給制限等の対象となる議員報酬・期末手当でございますけれども、議員報酬のみについて規定をしておりますのが5団体、期末手当のみについて規定をしておりますのが1団体、議員報酬と期末手当の両方を対象としておりますのが14団体となっております。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。議員活動休止期間又は会議等欠席期間と議員報酬等の支給の関係でございます。その期間とその減額の率は各団体で異なっております。このへんの関係につきましては、あとで具体的事例に即して説明をさせていただきたいと思います。

6ページの下をごらんいただきたいと思いますが、(3)の刑事事件の被疑者になったような場合につきましては、基本的には、その期間の報酬又は期末手当については、支給の差し止め、あるいは不支給というふうに決められております。

8ページをお開きいただきたいと思いますが、具体的な事例をあげまして説明をさせていただきたいと思いますが、まず、(1)につきましては、届または議長の認定等により議員活動の休止期間を定めているケースですが、1つ目、白老町の例をみていただきたいと思いますが、白老町では、議員からの届出により判断をされておりますけれども、例えばこれが2月15日に届出があったとしますと、議員活動休止期間の起算日は2月15日になります。90日以上180日未満は議員報酬を100分の30減額する規定でございますので、5月15日が90日目にあたり、5月分までは全額支給となります。そして6月分から70%に減額して支給をされます。さらに180日以上270日未満は100分の40を減額することになっておりますので、180日目が8月13日で8月分までは70%支給、270日目が11月11日となりますので、9月分から11月分は60%支給となります。そして、270日以上365日未満

は50%減額ですので、同様に12月分から2月分までは50%支給。365日以上は60%減額ですので、届出の期間が終わります3月分は40%の支給となり、翌月からは全額支給となってまいります。また、白老町は、期末手当の減額の規定はございませんので、休止期間においても全額支給となります。次に、宮城県の岩沼市の例でございますけれども、同様に2月15日から3月15日までを休止期間としてみますと、180日までは全額支給ですので、8月分までは全額支給。9月分から11月分までは70%支給。12月分から2月分までは50%支給。そして、365日以上につきましては、議員報酬の支給はなくなるという規定でございますので3月分は0ということでございます。また、期末手当は、その支給基準日の報酬の額をもとに算定をされることになっておりますので、6月の期末手当については基準日が6月1日であり6月分報酬は全額支給ですから、期末手当も全額支給されます。また、12月の期末手当については、基準日が12月1日となりますので、12月分の報酬は50%支給となっておりますので、期末手当も50%支給ということになります。

次に9ページです。会議等の欠席期間により議員活動休止期間を定める場合ですが、群馬県大泉町の例で説明いたします。これも実際に、同様に2月15日から議員活動ができなくなったと仮定し、最初の会議、この場合ですと、3月定例会ですけれども、3月定例会の初日、3月5日から始まる定例会を欠席した場合です。大泉町では、定例会・臨時会、委員会、協議又は調整を行うための場を欠席した場合と定められておまして、その会議の最初に欠席した日が議員活動を休止した起算日となっております。議員報酬については、90日を超え180日以下は100分の30を減額、180日を超え365日以下は100分の50を減額、365日を超えるときは100分70を減額することになっておりますので、この例で申しあげますと90日目の5月15日までは全額支給、91日目から180日目までは70%支給、181日目から365日目までは50%支給、366日目から3月15日までは30%支給、そして会議に出席した日から以後は全額支給となります。これは、いずれも日割り計算となっております。

また、期末手当については、それぞれの基準日、6月1日と12月1日の前6ヵ月の間の休止期間に応じて支給をされまるという規定をされておりますので、この例ですと、6月の期末手当については3ヶ月と十数日の休止期間となりますので70%支給に、また、12月ですと6ヵ月の休止期間ですので10%の支給となっております。

次に、福井県坂井市の例でございますけれども、坂井市では、議員報酬は、定例会を連続して2回欠席したときは100分の20を減額、連続して3回欠席したときは100分の40を減額、4回以上欠席した場合は100分の50を減額することになっており、市議会の会議等に出席した翌月から減額を解除することになっております。この例で申し上げますと、3月定例会、6月定例会を欠席し、翌月の7月分から80%支給に、そして9月定例会も欠席しますと10月から60%支給に、そして12月定例会を欠席いたしますと、1月から50%支給となります。そして3月定例会に出席されますと、その翌月の4月から減額は解除され全額支給となります。また、期末手当につきましては、基準日前の欠席回数に応じて決められており、6月では全額支給、12月では、この例で申し上げますと3回欠席ですので40%減額の60%支給となっております。

以上、4つの団体の例を説明させていただいたんですけれども、休止期間の考え方、また、それに対する減額の方法等、大体のイメージはつかめていただけたのかと思います。細かい点については、いろいろありますので、ここでは省略をさせていただきましたので、またのちほど、条例と見比べながらごらんいただければと思います。

次に、奈良県内の市町村の状況について説明をさせていただきます。10ページをごらんいただきたいと思います。

県内市町村でも、規定をされているところもあるんですけれども、これまで説明をさせていただいたような減額等を実際に行うための規定とはなっておりません。それぞれ条文の書きぶりに若干違いはありますものの、ほぼ同様の内容となっております。例えば、宇陀市ですと、「議員が1年を通じて全くその職務に従事しないときは、既に支給した議員報酬の全部又は一部を還付させることができる」ということとなっております。

ります。また、(2)の場合は、返還させることに加えまして支給しない旨の規定を設けられておるところでございます。(3)の吉野町でございますけれども、議員報酬の還付のほか、期末手当の不支給について規定をされております。

このように奈良県内でも支給をしないという規定はありますものの、現実に該当するケースが起きた場合、それぞれの規定をどのように適用していくのか、実際問題として、非常に運用の難しいところがございます。実際に還付をさせることができるとなっておりますが、どういふ場合なら還付をさせる、あるいは、どういふ場合なら還付をしなくてもいいのか、そのあたりの判断も非常に難しいところがあります。実際、吉野町さんにお聞きをいたしますと、脳梗塞で長期にわたり欠席をされたケースがございまして、議員報酬の還付については、今申しあげましたように判断が難しいことから、これについては適用を見送ったということでございます。そして、明確に定められた期末手当の規定だけを適用されたというふうにお聞きをしております。

以上で、他市町村の条例のご説明とさせていただきますけれども、先ほど申しあげましたように、大体のイメージをつかんでいただくために、細かい点については省略し、大雑把な説明をさせていただきましたので、ある意味正確な説明ではなかった部分もあるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。細かい点につきましては、それぞれの条例を資料としてつけさせていただきますので、それでご理解をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

委員長 　ただ今、事務局長から説明がありましたことについて、ご質問、また、ご意見等がございましたら、お受けいたします。　中川委員。

中川委員 　説明に対する質問と違いますねんけどね。今、体調崩して欠席されている方の親族から副委員長にこういうご意見があつて、こういう資料を集めていただいたんですが、これ各全議員にかかることなんで、3月定例会の議案とっしょに、皆各議員に資料として配布して、またその後、全協かなんかでちょっと、こういう条例定めたらええとか、あかん

とかいような意見聴取してもろたらどうでんねやろ、今後の進め方として。こんなん今、内容細かく説明してくれてはるけど、ここでそんなん議論できるような内容と違うし、そんな形で進めてもろたらどうかなということだけ、ちょっと意見として申しあげときます。

委員長　この資料については、委員会のあれですから各議員さんに出してもらいます。ただ、今、局長のほうからもこの内容を説明してもらいましたけれども、かなりいろんな項目がありますんで、この場でこれをまとめるというのはかなり難しいと思いますんで、一応、きょうは説明を受けたと言うことで、また皆さんこれ目をとおしてもらう、また、それで各議員さんにも資料として配布しますんで、全協のときに見てくれというような形で皆さんに声かけて、それも見ていただいたなかで、それでまた次の議会運営委員会でどうするか、最終のとりまとめは、そのときにどうするか決めさしてもろたらどうかと思いますねけれども、いかがですやろ。　中川委員。

中川委員　その条例を定めたほうがええとか、いやうちの議会でこんなん今まで問題になったこともないし、そこまで、条例まで制定しなあかんのかとか、いろんな意見もあるやろから、定めるか定めないのか、先大体決めてもらわんと、どっち向いていくのかわからへんからね。それを一回全協で議長に諮ってもろたらどうでんねやろ。大半の人がこんな条例いらんでって言わんはんねやったらね、またあれやし。ほとんどの人が決めていかなあかん言われたら決めていかなあかん、いうことで議運でも議論してもろたらええやけど。そない思いますけど。

委員長　全体に関わってくることですから、そういう形で、初日の全協でそれを提案してもらおうということ、この資料も出してもらおうということ。それで、その辺意見聞かせてもらって、それをどうするかを次の議運でまた調整していくということよろしいですか。

( 異議なし )

委員長        それでは、今、中川委員からも意見ありましたような形で進めていかせてもらいたいと思います。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうから何かございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長        そうしたら、議長のほうから何か報告等ございますか。

嶋田議長。

議 長        2つほど皆さんにちょっとお知らせしたいことがあります。

まず、飯島町の議会事務局から、一度飯島町に来てくださいというご依頼がありました。これは相互に行き来するというので、2年ほど前でしたか、飯島町から来られまして、今度は斑鳩町が飯島町を訪れるということになっております。向こうさんの都合もありますし、今向こうは寒い時期ですんで、暖かくなって向こうの事務局とも連絡をとりあい、研修を兼ねて向こうのほうに訪れたいと、このように考えております。

それともうひとつ、例年、自治会連合会役員さんとの懇談会を行っておりますけれども、ことしもまた、懇談会をお願いしたいということで、3月中の議会のよい日をお願いしたいと、ただし、ことしは、自治会連合会の役員さんが集まりやすいように夜7時くらいからやってもらえないかという申し出がありました。それで皆さんのご意見ちょっと承りたいと思うんですけれども、それはもう全協で話したほうがいいですかね。そうしたら、一応、議会運営委員会にそのことの申し出があったというご報告をさせていただきます。

委員長        それでは、事務局のほうは。

( な し )



委員長

辻委員。

辻委員

自治連合会はいつもテーマは決めてくれはんねんな。ことしもテーマ決めて、なんかあっちこっちの意見やったらまとまりつかへんさかいに、ある程度、今回は何、どういうテーマでということをしてきてはるん違うかな。テーマ決めてくれはったら対応しやすいかなと思うだけであって。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午後 2 時 2 9 分 休憩 )

( 午後 2 時 3 3 分 再開 )

委員長

再開いたします。

懇談会については、全協のほうで議長から報告してもらおうということでおきます。

それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

長時間ご苦労さまでございました。

( 午後 2 時 3 3 分閉会 )